

一般社団法人東京都不動産コンサルティング協会 御中

反社会勢力の排除に関する誓約書

私は、東京都暴力団排除条例に基づき、すべての申込行為、取引及び契約について、以下のとおり誓約します。

第1条

本誓約書にて誓約した事項については、本誓約書提出以前に貴協会との間で締結した（書面・口頭を問わず）すべての契約及び本姓役所提出意向に私・貴協会間で締結されるすべての契約に適用されることを私は了承します。

第2条

私、または私の所属する会社または団体の役員（取締役、執行役、相談役などの役員の他、顧問、監査役などその他名称を問わず、その事業に支配力を有する者、以下同じ）が、下記の各号いずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明・保証します。私または私の所属する会社または団体の役員が各号の一に該当したとき、または該当していたことが判明したときは、貴協会が何らの催告を要せず、前条にかかる契約、取引、申込をすべて解除し、貴協会を退会することを私は了承します。

1. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に規定する暴力団、またはその関係団体及び関係する個人
2. 前号記載の暴力団及び関係団体の構成員であること
3. 「総会屋」「詐欺集団」「特殊知能暴力集団」等の反社会勢力であること、またそれら反社会勢力の一員であること
4. 前各三号の他、暴力、威力もしくは詐欺的手法を駆使した暴力的な要求、もしくは法的な責任を超えた不当な要求を行うことにより、経済的利益を追求する団体または個人
5. 前各四号の団体、その構成員もしくは個人と何らかの関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

第3条

私、または私の所属する会社または団体の役員が、下記の各号の一に該当したとき、貴協会が何らの催告を要せず、即時第1条に関する契約を解除し、貴協会を退会することに異議申し立ていたしません。

1. 相手方に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること
2. 詐欺的手法、または偽計、暴力を用いて相手方の業務を妨害すること
3. 風説を流布するなど、相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと
4. 反社会的勢力である第三者をして前三号の行為を行わせること
5. 自ら、または役員もしくは実質的に経営を支配する者が、暴力団、総会屋、詐欺集団、特

殊知能暴力集団などの反社会勢力に資金提供を行うなど、その活動を助長する行為を行うこと

6. その他、上記各号に準ずる行為

第4条

私は、第2条または第3条により貴協会を退会した場合、私に損害が生じても、貴協会が賠償責任を負わないことを了承します。

第5条

私は、第2条または第3条により貴協会を退会した場合、貴協会に発生する損害を賠償します。

年 月 日

住 所：

氏 名：

所属先：